

令和4年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《所管事項説明》

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 三重県いじめ調査委員会調査報告書について | 1 |
| 2 保険適用後の不妊治療への経済的支援について | 5 |

《別冊》

三重県いじめ調査委員会調査報告書（公表版）

令和4年4月18日
子ども・福祉部

1 三重県いじめ調査委員会調査報告書について

平成30年8月に県立高校の生徒（以下、「本児」とする。）が死亡した事案について、令和2年8月以降、いじめ調査委員会において、いじめの事実関係及び当該生徒の死亡にかかる経緯が調査され、同種の重大事態の再発を防止するための提言等が審議されてきました。そして、令和4年3月15日に開催された委員会で調査が終結し、同月17日、知事への答申が行われました。

委員会からいただいた提言・意見をふまえ、教育委員会事務局と子ども・福祉部により「いじめ防止対策ワーキンググループ」を設置し、連携していじめ防止のための具体的な対応方針を検討していきます。

1 本事案の経過

| | |
|---------------|---|
| H30. 8. 19 | 本児死亡（当時高校1年生の男子生徒、16歳） |
| 11月 | 遺族が教育委員会と学校に第三者委員会による調査を要望 |
| いじめ対策審議会による調査 | |
| H30. 12. 21 | 第1回いじめ対策審議会 |
| H31. 3. 14 | 第2回いじめ対策審議会 |
| R2. 3. 6 | 第3回いじめ対策審議会 |
| 3. 17 | 教育委員会が遺族に調査報告書を報告 （6件のいじめについて自死との因果関係を認める内容） |
| 3. 30 | 遺族が意見書を提出（調査不足等を指摘） |
| いじめ調査委員会による調査 | |
| R2. 8. 17 | 再調査の実施を公表 |
| 8. 21 | 再調査の諮問、第1回いじめ調査委員会 |
| 10. 12 | 第2回いじめ調査委員会 |
| R3. 4. 23 | 第3回いじめ調査委員会 |
| 8. 11 | 第4回いじめ調査委員会 |
| R4. 3. 15 | 第5回いじめ調査委員会 |
| 3. 17 | 知事への答申（調査報告書の提出） |

2 いじめ調査委員会による調査の結果概要（詳細は別冊のとおり）

(1) いじめの事実

7件のいじめを認定。うち6件について、本児の自死と因果関係があると判断されました。

①部活動上級生によるいじめ4件・・・自死との因果関係あり

- ・上級生による暴行（本児への厳しい言葉、指導、平手で肩を叩く）
- ・上級生（人物特定できず）による自転車損壊
- ・部活動のグループLINEでの、2名の上級生による本児を追い詰める一連のメッセージ（本児が「大会」の会場に遅刻した際の出来事）
- ・上級生から本児への、名指しでの「（練習に）遅れたら坊主な」のメッセージ

②同級生によるいじめ2件・・・自死との因果関係あり

- ・クラスのグループLINEへの本児の「喫煙行為画像」の投稿
- ・本児とこの同級生の共通の友人が開設したグループLINEへの、本児が行った「利用目的発言」の投稿

③ある生徒によるいじめ1件・・・自死との因果関係なし

- ・ある生徒が学外（ゲームセンター）で本児の髪の毛にガムを付けたこと（解決済み）

(2) 再発防止に向けた提言・意見

いじめ調査委員会により、再発防止に向けて、次の8つの提言・意見が取りまとめられました。

①子どもへの理解を深めることの必要性

子どもが発するSOSは必ずしも言語化して表れるものではなく、また直接に問題を言語化できないことも多い。身体の不調や様子など、子どもの全存在を通して発せられるということを周囲の大人は改めて理解する必要がある。

②子どもが発するSOSに敏感であること、かつ機会を逃さず対応すること

子どもを取り巻く大人は子どもが表現する様々なSOSの形に敏感に注意を払い、感じ取った表現を無視することなく、声掛けをし「その場で対応」することが求められる。

③教育の場としての部活動の意義を再確認し指導体制を整えること

本児にみられたような部活動での束縛感や閉塞感を生じさせないためには、取り組む競技に関することばかりでなく、部活動全般にわたって相談できる第三者的な役割を明確にした教員等を配置しておくなど、指導と支援の両側面を備えた仕組みの構築を検討すべきである。

④学校における組織的な対応の強化

個々の教員の努力のみに頼ったり、特定の教員と生徒の関係のみに指導を閉ざしたりすることなく、学校において組織として取組を進める意識をすべての教員がもち、実際に機能する組織をつくりだしていくことが必要である。

⑤人権教育の推進

SNSなどのインターネット空間でのいじめについて、研修等を通じて、生徒への注意喚起を行い、生徒のいじめ防止への意識を高めていくことが喫緊の課題。生徒それぞれの生活背景、生徒間の課題などをふまえたうえでの人権教育の一層の充実を期待したい。

また、ネットリテラシー（メディア・ネットの特性をふまえて、自由に安全に適正に活用する能力）教育はもとより、情報モラル（他者への影響を考え、人権など自他の権利を尊重し情報化社会での行動に責任をもつこと）教育を推進し、人権に配慮した情報発信の在り方を生徒が考える機会を設け、規範意識や他者を尊重する意識の育成を図る必要がある。

⑥いじめの当事者以外の生徒に期待される主体的な関与

教員が人権意識を高め、能動的に生徒と関わっていくことで、他者尊重に対する生徒の理解促進につながる。もしもクラスでいじめが起きた場合、「いじめは許されないことである」との意識を生徒らが共通認識として持ちつつ、生徒間の健全な関係性が築かれている状態であれば、たとえ自らが加害者・被害者でなくても、当事者意識を持っていじめの解決を図ろうとする主体的な関与が促進されることになる。

⑦遺族と学校の関係維持に向けた事後対応の重要性

学校設置者及び学校は、遺族と学校との信頼関係を維持していくためには、遺族に対する心理的支援の必要性が増しているとの認識を持ち対応を検討すべき。学校設置者は、学校の対応状況の詳しい把握とともに客観的な判断に基づき、遺族及び学校に対してそれぞれのニーズに沿って支援する専門家の派遣など、これまで以上に迅速かつ積極的な対応が可能となるような仕組みづくりを検討すべきである。

⑧問題に直面した子どもを支える豊かな人間関係を築くこと

自死を未然に防ぐ最も有効な存在の一つにゲートキーパー（命の番人）が挙げられる。日常生活の中で人間関係をより一層充実させること、お互いが命を見守る存在となることこそが、自死の未然防止に重要な役割を果たすものと思われる。

学校や家庭など子どもの生活空間の中で、教員や周囲の大人がゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう子どもとの関係について認識を新たにするとともに、子どもたちに対しても自分自身がゲートキーパーにもなり得るような、豊かな人間関係を築いていくことの大切さを訴え続けることが重要である。

3 いじめ防止対策ワーキンググループでの対応

いじめ調査委員会からの提言・意見を受けて、教育委員会事務局と子ども・福祉部が連携して、新たに「いじめ防止対策ワーキンググループ」を設置し、8つの提言・意見への対応について協議・検討し、県立高校における具体的な対応方針を策定します。

いじめを要因として子どもの尊い命が失われることを防ぐためには、子どもを権利の主体として尊重し、その育ちを見守り支えることが大切です。

子ども・福祉部では、これまでも児童虐待の防止や子ども自身が自らの権利について学ぶ機会の提供、インターネットの適正利用など、子どもの健全な育成を図る取組等を進めてきたところであり、ワーキンググループにおいて子どもの権利擁護の視点から対応方針策定の議論に参加していきます。

【構成】

（教育委員会事務局）

座長：子ども安全対策監

構成員：高校教育課長、小中学校教育課長、保健体育課長、研修推進課長、
人権教育課長、生徒指導課生徒指導班長（事務局）

（子ども・福祉部）

構成員：子ども虐待対策・里親制度推進監、少子化対策課少子化対策・子ども
応援班長

計9名

【対応方針の取りまとめ時期】

令和4年8月（予定）

2 保険適用後の不妊治療への経済的支援について

現在、不妊治療を受けたことがある夫婦は5.5組に1組、体外受精で生まれた子どもは約14人に1人と、不妊治療は身近で一般的なものとなっています。

令和4年4月からの保険適用に伴い、これまでと同様の支援水準を維持できるように、保険外診療に対して県独自の助成事業を実施します。

1 これまでの取組

県ではこれまでも、不妊治療費の助成として、国の助成のほか各種県単事業を実施してきました。令和3年には、国において保険適用を見据えた助成制度の拡充が図られたため、県においても所得制限の撤廃等の制度の拡充を図るなど、治療を受ける方への経済的支援を進めてきました。

【助成内容】

①特定不妊治療費助成金上乘せ事業

国の助成額を補完するため、県が上乘せして助成

②第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業

第2子以降の特定不妊治療に対して、国の助成を含め通算8回まで助成

③一般不妊治療費助成事業

人工授精にかかる費用を助成

④不育症治療費等助成事業

不育症治療のための検査と治療費を助成

2 保険適用の概要

令和4年4月、不妊治療の保険適用が開始され、国の不妊治療助成制度は終了しましたが、保険適用をふまえた各事業の対応は以下のとおりです。

①特定不妊治療費助成金上乘せ事業

⇒一部の治療が保険外診療となったため、保険外診療となった治療に対する助成事業が必要

②第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業

⇒保険適用後も回数制限があるため、助成事業が必要

③一般不妊治療費助成事業

⇒すべて保険診療となったため、既存の助成事業は廃止

④不育症治療費等助成事業

⇒保険適用の議論の対象となっておらず、引き続き助成事業を継続

(1) 特定不妊治療における保険適用範囲について

特定不妊治療（体外受精、顕微授精）における標準的な治療は保険診療となりましたが、一部のオプション的な治療は保険外診療となります。そのうち「先進医療」と認められた治療については、保険外診療ではあるものの、保険診療と併用して受

けることが可能ですが、自己負担が増える可能性があるため、治療を受ける方にとって、治療の選択肢が減ることのないよう、新たに「先進医療」に対する支援が必要です。

(2) 第2子以降の特定不妊治療における年齢及び回数制限について

特定不妊治療については、保険適用後もこれまで同様、年齢及び回数制限があります。県では、国の上限回数を超えた治療に対して、県単補助事業で助成を行ってききましたが、上乗せ回数分の治療まで保険診療とならなかったため、引き続き県単助成を行う必要があります。

- ・ 年齢制限：治療開始時に妻が43歳未満であること
- ・ 回数制限：（初回治療開始時の妻が40歳未満の場合）
1子あたり6回まで
- （初回治療開始時の妻が40歳以上43歳未満の場合）
1子あたり3回まで

3 県単助成事業の概要

(1) 【新規】特定不妊治療費（先進医療）助成事業

保険適用に伴い一部の治療が保険対象外となったため、先進医療（※）の治療費に対して、新たに助成を行います。

助成金額：先進医療費の70%（上限5万円）

実施方法：助成を行う市町に対し1/2補助

※令和4年4月時点で先進医療として認められている治療は、タイムラプス（培養胚を自動撮影することで胚の評価が可能となる技術）などの7種類

(2) 特定不妊治療費（回数追加）助成事業

これまで行ってきた国の助成制度の上限回数を超えた第2子以降の治療に対する通算8回までの助成について、保険適用後も同様に助成します。

助成金額：治療1回（採卵～胚移植）につき30万円以内

（胚移植のみ17万5千円以内）

実施方法：助成を行う市町に対し1/2補助

4 今後の対応

不妊治療を受ける方が経済的な負担や不安を理由に治療の継続を断念することのないよう、新たな助成事業の周知等に取り組んでいきます。

保険適用後の不妊治療への経済的支援について

＜保険適用前 令和4年3月まで＞

第2子以降の特定不妊治療助成回数追加
国制度とあわせて8回まで

特定不妊治療費助成（上乗せ含む）
最大30万円
（一部17.5万円）

初回治療時40歳未満 6回まで
40歳～43歳未満 3回まで

一般不妊治療費助成
最大2万円

不妊症治療費等助成
最大10万円

＜保険適用後 令和4年4月から＞

第2子以降の特定不妊治療助成回数追加
保険制度とあわせて8回まで

先進医療助成
70%を助成

保険適用 70%を保険給付

保険診療（標準的な治療）

初回治療時40歳未満 6回まで
40歳～43歳未満 3回まで

保険診療（一般不妊治療）

不妊症治療費等助成
最大10万円

県単
助成

県単助成
継続

参考
1

特定不妊治療に対する県独自助成について

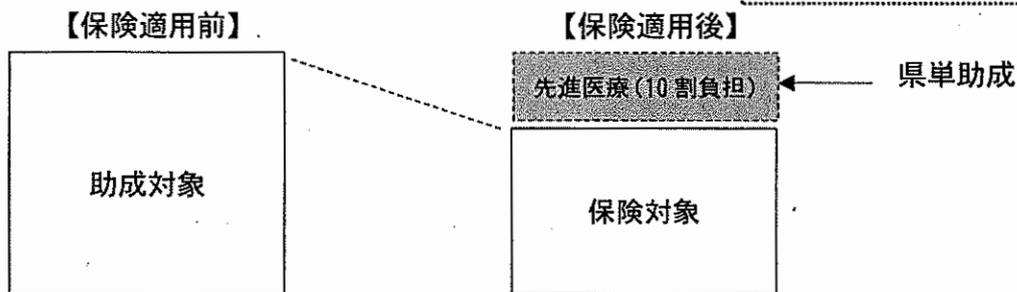
1 特定不妊治療費（先進医療）助成事業

保険適用に伴い一部の治療が保険対象外となったため、自己負担が増え、治療の選択肢が減ってしまう恐れがある。このため、先進医療（※）の治療費に対し助成を行う。

助成金額：先進医療費の70%（上限5万円）

実施方法：助成を行う市町に対し1/2補助

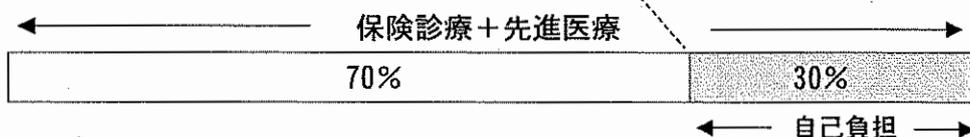
※タイムラプス（培養胚を自動撮影することで胚の評価が可能となる技術）など7種類（R4.4現在）



【県単助成がない場合】



【県単助成がある場合】



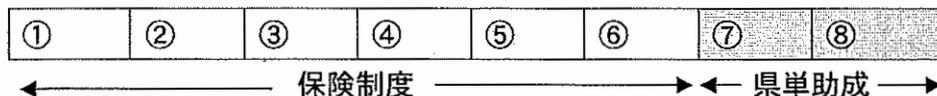
2 特定不妊治療費（回数追加）助成事業

三重県では、これまで国制度の上限回数を超えた第2子以降の治療に対し、通算8回まで助成してきた。保険適用後も同様に、第2子以降の治療に対し8回までの助成を行う。

助成金額：治療1回（採卵～胚移植）につき30万円以内（胚移植のみ17万5千円以内）

実施方法：助成を行う市町に対し1/2補助

回数イメージ【治療開始時に妻が40歳未満】



回数イメージ【治療開始時に妻が40歳以上43歳未満】

